

技術提案・交渉方式の手續実施状況を踏まえた主要課題と改善案

国土技術政策総合研究所 ○中洲 啓太 国土技術政策総合研究所 小川 智弘
 国土技術政策総合研究所 島田 浩樹 国土技術政策総合研究所 大沼 孝之
 国土技術政策総合研究所 尾浦 猛人

1. はじめに

平成 26 年 6 月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の改正により、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）が新たに規定された。これを受け、平成 27 年 6 月には、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が策定された。平成 28 年度、国土交通省直轄工事では、国道 2 号淀川大橋床版取替他工事、国道 57 号災害復旧二重峠トンネル工事、国道 157 号犀川大橋橋梁補修工事の 3 件が公告された。

本稿では、平成 29 年 3 月末時点で工事契約に至った国土交通省直轄の技術提案・交渉方式適用工事（表-1 参照：事例 1, 2）の手續実施状況を踏まえ、ガイドラインに基づく手續の主要課題を抽出し、それらに対する改善案を整理した。なお、ガイドラインに示す 3 つの契約タイプ（図-1 参照）のうち、設計・施工一括タイプは、国土交通省直轄工事での適用事例がないため、他機関における類似事例（表-1 参照：事例 3）の発注者、受注者へのアンケート、ヒアリングにより参考となる情報を収集した。

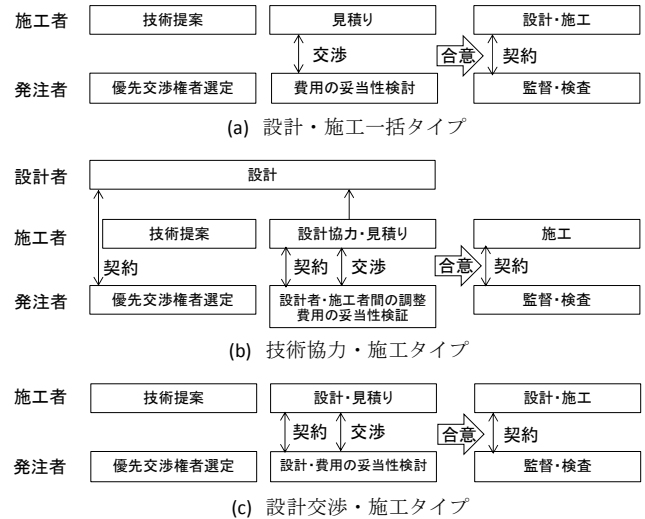


図-1 技術提案・交渉方式の契約タイプ

表-1 調査対象工事

事例	件名	契約タイプ	発注者	公告	工事契約
1	国道 2 号淀川大橋床版取替他工事	設計交渉・施工	近畿地整	H28.5.13	H29.1.31
2	国道 57 号災害復旧二重峠トンネル工事(阿蘇・大津工区)	技術協力・施工	九州地整	H28.7.13	H29.3.10
3	高速 1 号羽田線(東品川棧橋・鮫洲埋立部)更新工事	設計施工・一括	首都高速	H27.1.27	H28.8.1

2. 主要課題と改善案

(1) 十分な交渉期間の確保

調査対象工事（事例 1～3）は、いずれも価格交渉を 1～3 ヶ月程度で実施しており、工事の発注者、受注者から、交渉期間の不足が多く指摘された。また、設計、交渉の過程で、不可視部等に関する調査等を行い、設計・施工条件の明確化を図ることが重要との意見もあった。そのため、今後は、設計の規模、複雑さ、不確実性の状況等に応じて、十分な設計、交渉期間の確保が求められる。また、技術提案・交渉方式の適用は、計画・調査のより早い段階から、予算設定の方法とも関連させながら検討し、工事の特性によっては、複数年度にわたる手續フローの検討も必要となる。

（２）設計業務、技術協力業務の開始時期

技術提案・交渉方式では、施工者が設計の早い段階から関与するほど、施工者のノウハウを反映しやすいと言われる一方で、発注者が基本設計又は基本設計と詳細設計の中間程度の設計を公告前に実施することは、発注者には価格交渉時の比較参考資料として、受注者には設計・施工条件の明確化が図られ、有益との意見が多くあった。そのため、発注者は、交渉の比較参考資料作成、設計・施工条件の明確化の観点から、公告前に必要な調査・設計を実施した上で、設計業務、技術協力業務が開始されることが必要であり、特に、短い期間での交渉、発注者と施工者の二者体制での交渉となる場合には、公告前の調査・設計が重要となる。

（３）評価テーマ・ヒアリング・技術対話

技術提案・交渉方式では、技術的難易度が高い課題に対し、仕様が未確定の段階で、技術提案を評価することから、細かな設定条件に影響される定量的な評価、要素技術の評価よりも、実績、実施方針、実施体制、有効な工夫、不測の事態への対応力等について、テーマ数を絞り、課題解決上、特に重要な事項を評価することの重要性が調査対象工事の評価委員会学識委員より指摘された。このように、技術提案・交渉方式では、総合評価落札方式とは、評価にあたり重視すべき点が異なるため、価格等競争条件を確認する技術対話よりも、ヒアリングにウエートをおく等、総合評価落札方式の場合とは異なる手続の考え方が課題となる。

（４）参考額・設計施工条件の明確化

技術提案・交渉方式では、技術提案の自由度、設計・施工条件、参考額、審査・設計・交渉期間等が、工事の特性に応じて、相互に関連しながら適切に設定される必要がある。特に、設計・施工一括タイプは、短い期間で交渉するため、実質的に不確実性が高い提案の採用は困難であり、公告段階で仕様の前提となる条件を明確にした上で、短期間での審査、関係機関協議で変更困難な提案を制限する等の配慮が必要となる。

（５）契約額の変更の考え方（リスク分担）

調査対象工事（事例 1,2）の手続過程で、契約額の変更の考え方（リスク分担）の示し方が課題となった。総合評価落札方式 A 型（設計・施工一括）工事で、リスク項目毎に発注者、受注者のうち責任に負う側に「○」等を付すリスク分担表を作成する考え方と異なり、技術提案・交渉方式では、交渉の過程で明確となった仕様、見積条件書の内容を特記仕様書に反映することにより、契約額の変更の考え方を明確にすることとした。

（６）工事費の透明性確保

ガイドラインでは、施工者が実施する設計に対し、工事費のチェック機能が働きにくい設計・施工一括タイプ、設計交渉・施工タイプの今後の課題として、工事費をマネジメント契約によるコスト＋フィーで支払い、オープンブックによって当該コストを検証することに言及している。国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究室では、コスト＋フィー、オープンブック方式を採用した工事の発注者、受注者へのアンケート、ヒアリングを実施し、現状において、これらの支払い方式は、コストの確認作業の簡便性と透明性を両立するコストの確認範囲の設定方法等に関する知見が、十分に蓄積されていない現状を確認した。そのため、技術提案・交渉方式を適用する場合、発注者は、積算基準、特別調査結果、類似実績等により、工事費を算定し、第三者の評価委員会に諮りながら、工事費の妥当性を確認するプロセスが重要となる。

（７）発注者側の体制確保

発注者、施工者の二者で設計を行う設計・施工一括タイプ、設計交渉・施工タイプは、施工者が実施する設計に対して、発注者が妥当性を的確に判断する能力等が求められ、設計に発注者、設計者、施工者の三者が関与する技術協力・施工タイプと比較して、発注者側の負担が大きくなるとの意見があった。そのため、契約タイプの選定にあたっては、発注者側の体制についても十分考慮する必要がある。

3. 今後の課題

国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究室では、技術提案・交渉方式の適用工事における工事契約までの実際の手続実施状況を踏まえたガイドラインの早期改訂向け、ガイドライン改定原案の作成していく予定である。